明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○割賦販売法の一部を改正する法律（九九）　三
○道路運送法の一部を改正する法律（一〇〇）　八
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（一〇一）　一二
〔政　令〕
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三七三）　一九
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三五〇～三五七）　二〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三五八～三六〇）　二六
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人奄美群島振興開発基金　二六
平成二十七事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、首都高速道路工事一部完了関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　二六
会社その他
会社決算公告　二八〇
本号で公布された法令のあらまし
◇割賦販売法の一部を改正する法律（法律第九九号）（経済産業省）　二八四
1　信用購入あっせん　二八四
(一)　包括信用購入あっせん　二八四
(1)　包括信用購入あっせん関係販売業者等が包括信用購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する等の契約を締結した際の書面交付義務を情報提供義務に代え、購入者等から求められたときは書面交付しなければならないこととした。（第三〇条の二の三関係）　二八四
(2)　包括信用購入あっせん業者による営業保証金の供託及びその関連規定を廃止することとした。（第三四条の二、第三五条の二及び第三五条の三関係）　二八四
(二)　個別信用購入あっせん　二八四
(1)　個別信用購入あっせん関係販売業者等が電話勧誘行為により通常必要とされる分量を著しく超える商品等の個別信用購入あっせん関係販売契約等の申込みを受けた場合等において、当該契約の申込者等は、当該契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回等を行うことができることとした。（第三五条の三の一二関係）　二八四
(2)　個別信用購入あっせん関係販売業者等が訪問販売等において個別信用購入あっせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し不実のことを告げる等の行為をしたことにより購入者等が誤認をして当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合の取消権に係る消滅時効の期間について、六月から一年とすることとした。（第三五条の三の一三関係）　二八四
2　クレジットカード番号等の適切な管理等　二八五
(一)　クレジットカード番号等の適切な管理　二八五
クレジットカード等購入あっせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置等を講じなければならないこととした。（第三五条の一六関係）　二八五
(二)　クレジットカード番号等取扱契約　二八五
(1)　クレジットカード番号等取扱契約の締結は、登録を受けた法人でなければ、業として行ってはならないこととした。（第三五条の一七の二～第三五条の一七の一四関係）　二八五
(2)　クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約の締結をしようとする場合又は締結した場合には、販売業者等に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項であって経済産業省令で定める事項について調査し、必要な措置を講じなければならないこととした。（第三五条の一七の八関係）　二八五
(3)　クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第三五条の一七の九関係）　二八五
(4)　クレジットカード等購入あっせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第三五条の一七の一五関係）　二八五
3　認定割賦販売協会の認定及び業務　二八五
(一)　認定割賦販売協会の業務に、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止に資する業務を追加することとした。（第三五条の一八関係）　二八五